

## 第 12 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

### 議事（要旨）

日時：平成21年 2月 2日（月）

14：03～16：03

場所：倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内

オープンハウス会議室

第 12 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

平成21年2月2日(月)

14:03～16:03

於 倉敷駅周辺第二土地区画整理地区内  
オープンハウス会議室

【出席者】

委員 ; 守谷会長、陶浪委員、小野委員、(有)津島、鈴木委員、  
ジエム(有)、土倉委員、小林委員、(有)三和硝子工業所  
(欠員:1名)

事務局 ; 中田部長、吉川次長、受川所長、岡野次長、佐伯課長主幹、  
片山課長主幹、河田課長主幹、古城主幹、小玉主幹、山本主幹、  
光枝主任、塚本技師

【審議会会議内容】

- 1 開 会
- 2 会議の成立宣言
- 3 開会挨拶
- 4 署名委員の指名
- 5 報告事項  
(1) 「第11回審議会議事録の内容について」
- 6 審議事項  
(1) 第7号議案「発表すべき換地設計(案)について」
- 7 閉 会

【議事】

( 会長 代 代理 委員 事務局 )

1 : 開 会

2 会議の成立宣言

: 本日の会議の出席者は9名でございますので、土地区画整理法第62条第3項の規定によりまして、会議は成立いたしますことを報告いたします。

3 : 開 会 挨拶

[ 動 議 ]

: 少し待っていただきたい。ここの席には会長はおられないと思います。それから、この席の配置はどうなっているのですか。最初の会長、副会長選出のときに、会長というのは1年で任期が切れると決めました。それを無視して行うのですか。 委員、どう思われますか。その他の委員、どう思われますか。

: 私は、このままで審議を進めていただきたいと思います。

: はい、 委員。

: はっきり記憶にないのですが、議事録に会長任期1年ということは載っていません。事務局が退席した後、ここで会長を誰にするとかという議論の中で出た意見だったように思うのです。内規みたいなものだろうと思います。いつまでも続けていただければ良いとは思いますが、そういう問題は審議会の冒頭ではなく、一応今日の審議を終わった段階で、また事務局に退席してもらって、意見を交換すれば良いと思います。そういう意見があったということは、記憶にあるのです。ただ、1年に決まったという認識はしておりません。

: どうぞ。

: 議長の選任は、どうするかと協議したと思うのです。だから、その会長責任はある。議長責任も。その後で、議長はそれなら会長にすると決まったと思うのです。ただ、会長というのは、暫定という形で1年という意見を述べたと思うのです。それで見直そうということですから、1年任期というのがいつまでかということが確定すれば、その時点でどうするか協議が入るわけです。その辺のところをもう一回再確認されたらどうですか。ただ、このまま進めば良いということではありません。

: 議論があったことはあったのですが、特に会長が1年で退任するというように決まったと私は理解してないのです。決議事項ではなくして、意見があって……。

- : 会長も1年見ようということの暫定意見を私も述べたと記憶しているのですが、その点を再確認していく、そういう時間があるかどうかは別として、どういう会議でも会長になったら議長になるのですか。そうしたら、議長が会長というのは、性格的に違います。
- : いいえ、これは規定にあります。
- : だから、会長が議長なのは規定どおりですから、だとしたら、その辺のところをもう一回確認しないと、こういう審議会はすごく重要なのではないのでしょうか。
- : どうぞ、委員。
- : こういう集いというのは、いろいろな意見はいくらあっても良いのです。ただ、それに決議というものがない以上、それは単なる議論にすぎない。
- : だから、新たに議案として提案されれば別です。
- : だから今、提案事項があるのです。
- : 出しますか。
- : 提案事項です。前回は要するに、会長、審議会というものに対する不信任ということを書いてあります。
- : 意見にすぎません。
- : だから、それは意見なのかどうかはまた別問題として、そういう審議会ではない審議会を開いてください。だから、審議会の会長に対する議長の責任性を……。
- : だから、会長不信任の提案なのですか。
- : だから、会長不信任の提案をします。
- : はい、わかりました。  
だから今、委員から提案のありました審議終了後に会長の改選とか不信任とかを審議したらどうかというご意見があるのですが……。
- : 不信任は最優先事項です。
- : はい。

- ： 私の意見は、最初、会長は1年交代の話であったのではないかという意見が出たので、これは審議した後でやったらどうですかという意見を述べたのですが、今は、具体的に不信任という提案があったので、これは2名の賛成があったら、今度は私が代わりにそこへ行って、その審議を進めます。だからこれは、審議終了後というのではなく、今行っていただきたいと思います。
- ： はい、わかりました。それでは、委員から不信任という提案がございました。それに対して、賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
〔2名挙手〕  
お二人で成立しますから、それでは、副会長にご審議をお願いするようにいたします。よろしくをお願いいたします。
- ： それでは、会長は当事者になりますので退席をお願いします。
- 代： 当事者は退席になるのでしょうか。
- ： 一般的にはそうでしょう。
- 代： それなら意見を言う機会はどこであるのですか。
- ： それは、意見をもし求めるというのであれば、最後の表決の前にその機会を与えればいいのだと思います。
- ： 意見を述べていただくのは、反論があれば……。
- 代： 退席しては反論もできません。どちらでも良いのですが、普通は不信任が出た場合、会長の不信任であって、委員の不信任ではないわけです。
- ： 当事者がいないのは、おかしいです。
- 代： 退席されるより、おられた方が良いのではないかというのが私の意見なのです。  
それでは2名の賛成で議案になりますので、まず不信任の理由の説明をお願いいたします。
- ： 要するに審議会というのは、全体責任の中で進めていくべき事項だろうと思うのですが、そういう社会性ではなく、多数決制で進めていかれるのは専制的な問題です。提案されるのは市当局です。その事項について、要するに協議がなされないまま物事を進められたのでは、権限が受け過ぎだと思います。審議する内容についても、多くの時間をとれば良いというものではなく、要するによく話し合い、また理解を得た上で行っていくというのがベターだと思うのです。そういうこともなく、要するに時間が来れば採決するというような専制政治的なものに対しては、私は会長という事業責任ならば認めら

れません。以上です。

： 少し発言をしてよいですか。

代： 少し賛成の意見を聞きましょう。 委員、何かありますか。

： いいですか。それでは、補足説明をいたします。

基本的に十分な住民の意見が反映するような形の議事運営がなされておりませんし、それに対して現実問題として、ただ議事を先に先に進めようということで、住民要求やそういうようなことを踏まえた、本来の検討すべきこと、または検討事項がどこから見ても100%検討し尽くしたというような状況にないのに採決、議決をしているということで、市役所当局の意見に振り回されるというのではなく、そちらに追随してしまったような形の住民無視の会議運営をしている。それが根本的な理由であります。

なお、それプラス、最初に市役所が、この区画整理事業を市役所の議会で議決をした後、県で附帯事項として住民の合意を得ることという附帯事項等があるにもかかわらず、住民の意見がこの場で直接的に反映することがないままで市役所側が事業を運用したりすることに対する制約といたしますか、住民意見を採用するような形の議事進行をしてこなかった。根本的に地域住民及び地権者等を無視した形で市役所の議案に対して、基本的に意見がたくさんあったにもかかわらず、無修正のままでそれを賛成採決というように持って行ってしまったりした。その議事運営に対する責任を問うものであります。以上。

： よろしいですか。

代： どうぞ。

： やはりこれも、いわゆる水かけ論の繰り返しなのです。我々は代理人でございます。我々1人1人は住民の代表なのです。それぞれ立場は違うかもしれませんが、代表なのです。では、私たちの立場を一切無視して、個々の住民の意見を全部聞けというような、ばかな暴論を行っていたら、100年経っても良かれ悪しかれ結論を得ることはないのです。だからこそ、代理人制というものがあるのです。我々も代理人である以上、その責任において、自分の意見をきちんと表明、あるいは実現できる努力をどのようにするか、それに尽きると思うのです。それを仲介するのが議長ではないですか。それが何で悪いのですか。以上です。

代： 少し 委員に質問しますけれども、不信任というのは、その審議会の審議が不適切だと考えられたときに、その審議会で具体的に提案されるのが普通なのです。だから、委員の指摘は、前回の議事録を見ると、終わり頃に不信任という言葉が出てきますから、それとの関連においての提案であると思います。今日ですと、何もまだ審議していないわけです。ですから、前回の引き続きの提案というように理解しています。

ただ私の理解では、今日の議題の換地設計の公表は、本来的には審議会で決めるもの

ではないのです。このまま審議会に諮らず公表もできるのです。区画整理法に換地設計の公表が審議事項だという条項は、私の理解ではないと思います。だけれど、わざわざ今日議題になったので、今3人の方から意見がありました。他の方に何かご意見があればお聞かせいただきたいと思います。最後に、会長にも発言を求めたいと思っております。

： 私にですか。

代： 会長にです。やはり、こういうものは不信任になれば、受けたほうが発言するのが普通なのです。

： だから、自己反論。

： ですから、少し待ってください。代はそういう反論、それは不信任案に対する反論なのです。

代： そうです。

： その不信任案に対して、要するに採択されなかった事項についての延長があるわけです。だから、そういう問題点ではない問題点を抱えているわけです。だから、会長の不信任という以前に、会長はそういう任務を持ってここへ座るわけなのだから、その任務に対して自己は反省するかということを見捨てて座られているわけですから、そういうところを水かけ論をしてみても審議が前に進まない。

代： 私が先ほど申し上げたのは、極端な場合、第2回とか第3回とか第4回にも議論がありました。そのときに適正でなかったから第12回の審議会で不信任を出すことは不自然なのです。不信任というのは、具体的な会長の議事進行がおかしい、不適切であるということで動議を出される。これは委員の権利です。ただ、それを言えば、今日は何も始まっていないので、前回の議事録を見たら不信任という言葉が盛んに出てきますから、そういうものを含んで皆様にお諮りしたいという趣旨です。第2回とか第3回とか第4回と、第12回の前の全部含めての不信任ということを行っていたら、全部前へ返ります。だから、私は前回の終わりに議事録に載っている不信任の意見を受けて皆様に決めていただきたいということをお願いしたいのです。おかしいですか。

： いいえ、理解できます。要するに前回の不信任の意見に対しての決といいいますか、その結論が出ていないので、前回からの今日は継続審議という形で始まりましたから、それに対してどうするかという話になるわけです。

： 最初に出されたのは、議長が1年間で終わるのではないかとしたことだったと思いますが.....。

代： それは不信任の理由ではないと思うのです。1年というのは後で議論すれば良いと思います。

： ここまでくれば、当事者である会長のご意見を聞きましょう。そして、先に議論を進めたほうが私はいいと思います。以上。

代： 他に何かご意見ありますか。  
なければ、会長に。ではない、議長不信任であって会長不信任ではないし、委員不信任でもないのだから、議長不信任なので。

： 言われるとおりです。

： 正確に言えば、全部含んだつもりではおります。

： それはないです。

代： 会長、何かご意見ありますか。簡単で良いです。それでまた紛糾すると、難しくなるので、できるだけ簡単をお願いします。

： 余り発言することはございませんけれども、私はその不信任の理由が理解できないと思っております。以上でございます。

代： 他に発言されていない委員で何か発言ありますか。

： 速やかに表決のほうへ進めましょう。

代： 結論を出すのはそれで良いのだけれど、代わった人がまた不信任とか。まあ、それは冗談です。これは議事録載るのですか。

： 議事録に載せなければなりません。

代： 言ったことには責任持ちます。

： だから、大きな社会問題を抱えているのです。それを進めている審議会なのか、そうでないのかという以前の問題をわかっていることばかり……。

： 我々は審議委員であるだけで、それ以上の権限はないのです。

代： 少し待ってください。

： だから、そののところへ問題点を持っていきましょう。だから、私は持っていかなければ



ればならないと思います。

代： 不信任の提案に対してほかに発表されていない方、何もご意見ありませんか。

それでは、不信任の当否について議決せざるを得ないと思います。議長不信任について賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 2 名挙手〕

反対の方の挙手をお願いいたします。

〔 4 名挙手〕

： 4名ですと過半数には基本的になりません。

： 議長含めて8人ですと、表決者が7人で、過半数が3．5人ですから、4人以上いれば可決です。

代： その以前に、不信任が過半数で初めて不信任の可決になります。今の の言われるように、7人で4人だから過半数の否決と私は理解しますが、ここでは過半数の否決に意味があるのではなく、過半数に達しないから、本提案が否決されるということです。

： それが正解です。

代： ということで、私の仕事は終わりです。どうも失礼しました。会長、こちらへ来てください。

： 一言申し上げたいのですけれども、任期が1年だという議論がありましたが、私も記憶しております。だから、いつまでもやるというような気持ちは毛頭ございません。初め、ご辞退申し上げていたわけですから……。

： 議長、あまりそれを、今言われないほうが良いと思います。そんなことを言えば、また難しくなります。

： それなら辞めてくださいとなります。

#### 4 署名委員の指名

： 本日の審議会議事録の署名委員でございますが、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程に基づき、本日の署名委員として陶浪委員と土倉委員をお願い……。

： わずかであっても私が議長を途中行っていますから、それは良くないと思います。順序を代えたほうが良いと思います。

- : わかりました。順番がありますから、陶浪委員を外させていただいて、土倉委員と、もう一人。
- : 順番でいくと、次が小野委員になります。
- : それでは土倉委員と小野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

5 報告事項(1)「第11回審議会議事録の内容について」

- : この件に関しまして事務局より報告をお願いいたします。
- : 審議会資料の2ページからが議事録となっております。議事録といたしまして、会議開催の年月日、時間、場所、出席者、欠席人数、審議会会議内容を取りまとめることとなっております。
- 次の4ページからが議事録でございますが、審議会の内容といたしましては、審議会会議内容の1及び2の開会から会議の成立宣言、3として事務局開会挨拶、審議会委員要望資料の配付、4といたしまして署名委員の指名、5といたしまして報告事項(1)「第10回審議会会議録の内容について」をまとめさせていただいております。また、8ページからが、6といたしまして審議事項(1)「第7号議案発表すべき換地設計(案)について」がございます。最後、30ページに閉会宣言ということになっております。
- 議事録の内容といたしましては、時間の制約がございますので、省略をさせていただいております。なお、前回同様に、発言者に関しましては記号による表記のみとさせていただきます。
- また、今回の署名委員からのご指摘は特にはございませんでした。
- 以上、簡単ですが、議事録に関する説明を終わらせていただきます。
- : 議事録に関しまして、何かご質問がございますでしょうか。
- : 委員、積み残しはないですか。
- : 少しそういうところから住民的に外されているのですけれども、一般住民の反対運動がまずあるということで、そういう委員会的な組織が動いていると、この地域の反対運動というのは地権者の過半数以上を占めているのだと聞かされています。先般、市長に対して意見を求めて、この審議会を中止してくださいという具申案がでていると聞かれますが、そうすると、この審議会というのはどういう取り扱いになるのですか。市長への提案が事務局のほうにはあるとしても、この審議会には提案事項として上がってこないのですか。住民運動は、それぞれの代表が地権を持って反対なのになぜ進めるのですか。市長との懇談があつて、その後のところはどうか。

: どうぞ、委員。

: 委員の議論は本日審議が済んだ段階でも聞かせていただきますが、今はこの議事録が正しいか、記載が発言どおりに明記されているかどうかを諮られているわけです。今のご意見に対して、意見はありますが、それは、今日の審議が済んだ後、発言をさせていただきたいと思っております。

: 議事録の内容については特に問題ないと理解しています。

: それでは、議事録につきましては終了させていただきます。

#### 6 審議事項(1)第7号議案「発表すべき換地設計(案)について」

: 前回の第11回審議会からの継続審議でございますが、まず事務局より説明をお願いいたします。

: その前に質問をしてもいいですか。その説明より前に、私の不勉強かも知りませんが、土地区画整理法を読んだ範囲では、発表すべき換地設計(案)について審議会の議決が必要だという規定は見当たらないのです。しかし、やはり審議会で委員の意見をできるだけ聞きたいという提案であれば、私は賛成です。むしろ良いことだというように思っています。ただ、先ほどの挨拶の中で、十分ご審議の上、適切な決議をお願いしたいとかという発言があったので、決議は集約という程度の意味なら良いのですが、その点はどうなのだろうかというのが、私の率直な疑問です。

: 事務局、お願いします。

: 今の委員のご指摘なのですが、この点については、前回の説明時において、審議会資料8ページの真ん中より少し下の辺り「なお、関係地権者への供覧行為、また審議会の回答等につきましては法的に義務づけはされておりませんが、全国的な通例として、また関係権利者へ懇切丁寧な事業説明をしていくという本市の方針に従いまして」と前置きしておりますように、法的には義務づけられてはおりません。

: 聞くと同時に、これまで根本的に地域住民の大多数を無視して全てを行ってきたということですので、当然意見が反映されなければおかしいと思います。それを無視していくのであれば、今度は裁判のところで審議会の解散署名とか、いろいろな問題が、現実に住民たちは本当に怒っていますので、私としては出てくると思います。それが、先ほどの委員の発言の中にもあったということです。

これに関連して、市役所側に質問したいと思いますが、よろしいですか。

: 少し待ってください。全てを無視して市が行ってきたという発言は、少しおかしいのではないですか。

: それでは、先ほどのことを合わせて少しお尋ねします。まず、9月16日火曜日なのですが、倉敷駅の周辺開発のこの区画整理事業において集会があったと、理解しているのですが、地権者である私や 委員を含めて、そういった事実を把握できていないし、そういう通知も聞いてないのですけれど、それはどういうものだったのでしょうか。それが第1点。

その場で、そのときの有志代表6人から市長あての要望が出ているということなのですが、その要望というのは、当然、これからの審議内容等についても、その要望が入るのか入らないのかを含めた審議をしなければいけないと理解していますが、その内容、市民の要求について別途教えていただきたい。その中には、この石見町、老松町、日吉町等の全ての土木委員が署名をして、住民の意見が反映されていないし、なおかつ区割り等の道路や建物の配置図、これも全く意見も入っていないくて、単にコンサルにそれも作らただけであって、照応の原則等も全て入っていない、ということでの意見書というように理解しておりますが、市役所側でその意見書をこの場に提出できますか、どうですか。その中には、市長にもその返答を求めとなっておりますが、この市長の返答も も含めて黙殺して、市長に意見がっていないし、その返事も返ってきていないという状況で、さらに前に審議を進めるというのはいかがなものかと思えます。以上。

: はい、どうぞ。

: 私は今、 委員からその話を聞いて「何だろうそれは」と思っています。私たちのところには何にもそんな、住民代表、あるいはそんな反対運動の誘いもなければ相談もなければ、自分たちのグループで勝手なことを行っているだけではないですか。それをもって住民総意、あるいは大多数と言うべきではないと思います。私は何にも知りません。私も当事者です。

: 私も知らないから、お尋ねしているのです。

: それでしたら、そんなものは問題にする必要ないではないですか。

: ばかなことを言っただけではいけない。先ほどの 委員の話も、住民の意見がどこまで反映するか.....。

: それはもちろんです。だから、そのために私たちが審議委員として出ているわけでしょう。

: 審議委員が要望も知らずに.....。

: 要望も知らずではなく、勝手なことをあちらこちらで騒ぐことは、問題ではないのです。それはデモクラシーとは全くほど遠いです。

- : 委員、どう思いますか。
- : はい、どうぞ 委員。
- : それが重視すべき意見かどうか、私は全然知りませんので、事務局が把握されていることがあれば答えていただければ良いし、把握されてないなら、そのように返事していただければと思います。
- : それから、審議会で議論すべき問題かどうかということもあると思います。どうですか、事務局。
- : それを一々取り上げていたら大変です。筋を通しましょう。
- : そういうばかなことを言うから……。
- : 何でばかなのですか。
- : ばかではないですか。
- : 審議会の権限とか義務とか責任とかの範囲内かどうかということを経験しなければなりません。
- : 聞いた上で、また方針に戻せば良いのではないですか。
- : だから、それは対市との話であって……。
- : 市との話であろうが、反対する者もあり、賛成する者もいる。その集約した意見であれば、議論の俎上に上げて良いのだけれど、当事者の私たちが全然わからないことを、勝手に決めるとは、とんでもないです。これを私は絶対に許せません。
- : そうです。絶対におかしいです。私らは、飾りではありません。とんでもないことです。
- : 市役所が掴んでいる情報を出せというのが、それほど問題ですか。
- : それはそうです。私も全然知らない。今の日本は、これは暴論かもしれませんが、かつての旧軍の施設であった岡山大学のある管理棟が使い物にならないから壊して大学の施設にしようというときに、たった数十人が集まって言ったことで潰された、そういう事件もあるぐらいなので、住民運動もいいかげんにしてほしい。公にきちんと筋を通して議論をしましょう。そうでないグループが暗躍しているのです。これでは、日本は民主主義の国家ではない。以上。

- : 市役所、どうですか。
- : 会長、土木委員というのは、この区画整理事業に対して権限があるのですか。
- : あるでしょう。
- : 権限はないでしょう。
- : 事務局、どうぞ。
- : 今、委員からのご質問なのですが、権利者のご意見というのは、それぞれ個人で、皆様いろいろなお考えがございます。そういう中で、私たちがそういう意見を伺うこともございます。では、賛成の方の意見はどうか、ということも出てくると思っております。両方の意見を、我々も顕著に受けとめる中で、対応できることに関しては反映させていきたいと思っております。
- : それでいいのではないですか。
- : それを、なぜ所長や部長が言われぬのですか。次長に私は不信感を持っています。今まででも大多数だということで、調査もできていないのに、そのようなことを言われてきました。この議事録に載っています。了承がなされて、それを文章化されたものがあるわけだから、公文書でしょう。
- : 何と言っても、当事者の意見が一切無視されて、別の動きが勝手にある。そんなの冗談ではない。
- : 極端な場合、私が権利者の1人で、会って話を聞いてくださいと言えば、やはり聞いていただくと思うのです。そういう1つの流れの中というように理解をしているわけです。先ほど少し土木委員、云々の話がありましたが、あくまでも1人の地権者としての立場であって、本区画整理事業に関して責任がある立場とは考えておりません。ただ、地権者としての発言は自由です。
- : 審議会という形のあり方というものについての反論だろうと思うのですが、そうではなくして、審議会というのはどこまでの範囲を言うのか、別問題です。そういう意見があるものに対して、市当局が行っているわけで、地権者が要望した事項ではないですから、地権者の要望事項なら地権者の要望事項として行っていかなければいけません。市当局が強制、半強制です。強制で、事業を行うのだから、それに対する反応に対する問題点というものもあるということで審議していかないといけません。
- 少し話が飛びますけれど、土木委員というのは、地域の代表権者ですから、これくらい権限を持っているのは市長より上なのです。そういう学識経験者の中で、そういう人

たちが集まって動いているのだということなので、その人たちは私たちとの管理問題も別問題として動いていきます。

それと、反対運動というのは、単なる反対運動というのは望みません、という会長からの問題があったところに、要するに審議会というものに対して、ストップをかけられています。そういう要望書が出ているということになってくると、それに対する市当局はどう反応してくるのかを審議したい。その前に、事業は事業。そういうことを.....。

： 少し待ってください。

： 住民の意見なり要望なりは、この審議会に当然反映させないといけない。前回と今回出された換地案の発表が、今できるかできないかを含めての判断ができないという話です。

： この審議会は、本当に不思議な方たちの集いです。全てと言っているわけではないですが、そういう方々もおられて、本当にデモクラシーというものが無視されているのです。とにかくこの事業は、元をおこせば市議会で議決が出ている。市議会の議員というのは市民が選んでいるのです。選挙で選ばれた人たちが市の将来のためにはこういう事業は必要で、議決があり、そこからこの事業は起きているはずなのです。法治国家である以上、これを一切無視して、いつまでも一住民ということでは社会は動きません。だから、デモクラシーというか、代議制というのは、民主国家の中では非常に必要なことなのです。その中には個人的に、ある程度の犠牲とか奉仕とか、いろいろな理解とかというのは必要であると思います。それをやはり踏まえていかないと、社会は進まない。今の日本の社会には世相的に、でたらめな側面もある。だから、それを私たちのここへ持ち込んできて、同じようにレベルの低い集いにすることはつまらないと思います。やはりこの倉敷をよくする、皆の市民生活を豊かにする、将来の夢を持つ、そのためにやはり考えをシフトしていかないと私は駄目だと思います。以上です。

： どうぞ、委員。

： 私は、区画整理審議会の権限以外のことは一切発言すべきでないというようなことは言いません。ただ、具体的に換地設計についていろいろ意見を聞かせてくださいというように事務局が言っているのだから、全体としての賛成とか反対ではなく、この換地設計（案）についての意見をできるだけ中心に発言していただくということが必要だと思います。極端な場合、別に審議会に諮らないでも換地設計（案）の公表はできるわけです。ただ、事務局としては、我々2人以外の権利者から選ばれた審議委員の方に議論をしていただくということで、諮られたのだらうと思うので、そういう内容についての討論をされたらどうなのでしょう。

： だから、委員の立場から議論を述べることは、形式上できるわけですし、それが任務だと思います。だから、最終的には裁判にすればいいわけですし、議会議決というのはこういうものではないのですけれども、皆、委員はそのように理解されているみたいで

す。だから、それを住民が住民としての意見を言う裏には何が含まれていると、この事業に関して、この換地設計の事業に関してどこまで住民が負担するのかと、これ以上対応できませんという意見を含めての反対運動が起きているのです。だから、その辺のところの理解は、審議する余地がないと言えば余地がないのかもしれないけれど、それも含めての審議案はどうでしょうかということ、長い時間かけて、数字的パーセントが上がってきているのではないですか。それを理解させるための審議でしょう。そうではないものを、決議しましょう、決議しましょうという審議は、一部の人は皆、委員、理解というよりも頭がいいですから、学識もあるからすごくそれがわかるのでしょうか、私たちはわかりません。早く言って個人的な意見を言いますと、一番の被害者は私です。

： はい、どうぞ。

： とにかく、同じことを何度も聞かされるのですが、十分審議と言いながら、全然審議になっていない。止められているのです。もういいかげんにしてください。以上。

： 極端な場合、我々は言ってみれば権利放棄、具体的な換地設計についての質疑応答もなく、時間が終わり、そして市が換地設計（案）を公表することを止める方法はないわけです。だから、抽象的議論に終始したというのは、ある意味では権利放棄ではないのか、ということが言いたいわけです。

： どうぞ、 委員。

： それに対して一言よろしいですか。それは 委員、法律的にはそうなのですが、今回の事業認定そのものが住民の合意を得ることという附帯事項がついていることは、すべて事業が完了し、清算が済んでしまうまでの間、住民合意というのは全部引き継がれていくわけです。おわかりですか。

： それがどこまで引き継がれるかについて、議論はあると思います。いつでしたか、ここで発表された最初の県に対する都市計画決定の申請のときの附帯意見、それがどこまで権利者を拘束し、市の行政を拘束するかということについてはいろいろ議論があると思います。1つの意見で、全部こうだというように言い切れない点があるのではないのでしょうか。

： それでしたら、附帯事項そのものも何の意味もなさないということになります。ですから、市役所のほう、その当時の附帯事項、これの認定書というのですか、事業認可書ですか、これの写しを全員に出してください。コピーを下さい。

： この件に関しましては、皆様を含めて一応ご確認をいただいた中で、 委員のご意見がございました。それに対しまして、平成11年3月16日、今の 委員のご意見のとおり、附帯意見がついております。それを踏まえまして、平成15年4月30日に事業



計画の認可をさせていただきました。その時点ではその附帯意見に関しましてはついておりません。これを皆様に今までの審議会の中で了承していただき、今回の換地の供覧に関しましての手續に順次入らせていただいているというように考えております。

： それはおかしいです。あなたはそのとき嘘をついたではないですか。統計も住民の同意書もないのに、過半数といいますが、住民の合意がなされているという答弁したではないですか。

： 過半数とは申しておりません。

： 過半数ではなく、住民の合意ができていると認識しておりますという言い方をしているのです。

： はい。

： ですから、そういう嘘をつかれるなということです。調査をし、統計が出て、同意書がこれだけ、例えば3 / 4とか、8割出ているというのなら良いですが、そのようなことを我々はしたことはないし、住民の反対運動も継続してないでしょう。

： 皆様のご意見は市としていたしましても真摯に聞いた中で、反映できるものに対しては反映させて……。

： 反映ではなく、同意、合意です。全員に文書をもう1回コピーをください。

： その必要はないと思います。

： 要するに、今日の審議会も時間が来たら終わるのです。そしたら、これこそ決議を急ぐ必要もないことなのです。できるだけ具体的な質疑応答を行わないと、我々の権利放棄ではないですか、ということをおし上げているのです。

： 権利放棄になりますか。県が主張しているのですから、県議会のほうでは……。

： 審議委員としての権利放棄が違えば、義務の放棄ですか。

： 義務の放棄をしていない。

： もうこれは市長独自に発表できるのですから……。

： それはもう今度は、審議規則に反してきます。審議してくださいという意見があり、それに対してこの場が設けられているのです。既に、市役所側がそういう一方的な発表という権利といいますが、これを第1次的には放棄して、第2次的にはその次の段階で

この審議会の意見を参考にして出そうということでしょうから、一方的に今さら市役所の側が発表しますというような対住民に対して、これは全面戦争を仕掛けたようなものです。

： どうぞ、 委員。

： こんなことを言っていたら、どこかの国の国会議員みたいに、何を行っているのだろうということになるわけです。時間をしっかり活用して、実のある、意味のある、将来必ず評価される、そういう議論を行いましょう。どんな反対意見でも何でもいい、当事者全員が参加したことがない限りは認める必要は一切ない。私たちは、誇りを持ってここへ来させてもらっているつもりですから、それを全く無視するようなことをするのは絶対許せない。以上です。

： 私も提案があるのですが、過去2回、昨年11月26日と、11月10日、第10回と第11回の審議会で、この第7号議案の説明を受け、質疑応答されているわけです。ですから、この案に関しては、大筋において質問はほとんど済んでいるのではないかと思います。その後勉強されて、新しい疑問点等を考えられた委員もいらっしゃると思いますので、そういう委員の方にご発言をいただき、事務局から説明を受け、ご了解をいただければ、採決すれば良いのではないかと思います。ほとんど発言がなかった委員の方、ご意見いかがでございますでしょうか。

： 委員どうしますか。

： なぜ、お互いにそんな相談をしなければいけないのですか。個人が皆それぞれきちんとした独立した意見をお持ちでしたら、相談する必要はないです。委員はそれぞれ独立しています。

： ごちゃごちゃ言うな。

： ごちゃごちゃとは何ですか、失礼な話。

： いかがですか、委員の皆様。

： はっきり言って、今までの審議事項で、現実問題としてどういう問題点があるということは全部の審議が尽くされていません。審議が尽くされたように議長は言われた。

： 質疑応答されたということを行っているのです。

： だから、それは全部ではなくて、まだ導入部分です。

： その都度、採決して良いかどうかの議決をした上で採決しているわけです。その多数

の意見に従っていただくざるを得んと思います。

： それで、採決すべきではないという意見が多いのなら、当然、採決はできないわけです。

： ただ、今までの場合そうなので、本件の採決を事務局は求めるわけですか。

： 求めているのだから、いいのではないですか。

： どうぞ、 委員。

： 市長からこれを発表することについて、審議会の意見を伺いたいと会長宛てにきているわけです。ということは、それに対して意見を言えば良いのです。私はほとんどないのですが、聞きたい人は聞けばいいと思います。

それから、 委員が言われた、市長への要望が出ているそうですが、私たちは何も知らないですから、もし何かあれば教えてほしいということなのです。

： それでは、市側とすれば、私が要求した資料は出していただけますか、ませんか。

： 事務局、どうぞ。

： 会長、今の 委員のご指摘の都市計画決定及び事業認可の資料に関して、提出させてもらってもよろしいでしょうか。

： それはやはり会長が皆に諮ってください。個々の意見に事務局が従う義務はないと思います。それが筋だろうと思います。個人は別だと思いますが、委員としてはそうです。

： 個人で請求するのは良いということですか。

： それは我々が良いとか悪いとか言う権利はないですが、ただ、委員として、個々に出してくれますか、どうですかということは、皆に諮った上でないと無理ではないですか。

： 言われるとおりです。

： 私はおかしいと思います。

では、それプラス、その土木委員達からの具体的な問題についての資料はどうなのですか。

： これはやはり1つずつ行いましょう。

- : だから、関係地権者として請求されるのと、委員としては違います。
- : この席では、やはり諮ってもらわないといけないと思います。
- : ということは、この席で資料も配らせないということですか。
- : 委員から、それを出してほしいという発言がありました。それについて妥当かどうか、ここで採決していただき、委員会として見せてもらいましょうということであれば良いし、必要ないということになれば、それは否決で結構です。
- : 個人がどうされるか。それは開発事務所のほうに行って、大いに交渉されたいと思います。
- : 審議をすべき、または聞きたい、疑問点等があることを教えてほしいというのがなぜ悪いのですか。
- : だから、資料でなく、議論なら良いでしょうが、あれを出せ、この証拠を出せというのは、やはり別のことになると思います。
- : 私が資料を配るのはいいですか。
- : 私は必要としていませんから、受け取りません。
- : 受け取るか受け取らないかは我々の自由です。私は関心があるから受け取ると思います。
- : いいですか。とにかく議論をもとに戻しましょう。
- : そういう議論のための種、情報を出そうとしているのです。
- : 必要性のある資料ですから、この資料に対して良いか悪いか。要するに、この議案に対して良いかどうかを審議しようということです。皆が言われていることと同じです。
- : だから、委員の資料の提出を求める採決をされたらどうですか。
- : だから、それは市長権限でできると言われる学識経験者がおられるということを知っていただかなければなりません。これは民主主義かどうかではなく、議会制の問題です。
- : すべての基本ではないですか。

- : その基本を問いましょう。だから、この審議会で問わなかったら、要するに住民に問えばいいわけです。
- : だから、勝手な行動は勝手にしてください。
- : だから、勝手な行動は勝手にしなさい、という審議会になったということを提案します。
- : 少し待ってください。  
委員が提案した県議会の附帯決議があるとか、ないとかというのは都市計画決定のときですか。
- : 附帯意見というのは都決の時点です。
- : 委員の提案の、資料を取り寄せることについて委員の皆様の意見を聞きますということによって採決されたらどうですか。  
それは議長の不信任にはならないでしょう。
- : では一点、私が……。
- : 少し待ってください、先に諮ります。  
都市計画決定時点で、県の附帯書というのですか、意見書ですか。
- : 正確に読んでください。
- : 都市計画審議会ですか、県の……。
- : 議長、正確に文書を読んでください。何に対して言われているのかわかりませんので、特定してください。
- : 平成11年2月23日の岡山県都市計画地方審議会の会長から、岡山県南広域都市計画土地地区画整理事業（倉敷市）の決定について答申ということで文書があります。関係地権者の合意を十分得ること、という条件がついている文書でございますが、この文書につきまして、審議会として提出を求めるかどうかということの採決をさせていただきたいと思いますが、提出を求めることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
- : 少し待ってください。
- : 少し待ってください。お願いいたします。

- : 私が要求した理由も述べたいと思います。
- : 理由はわかります。よろしいですから、採決いたしましょう。
- : なぜ、そう言って人の発言ならず、理由まで……。
- : 少し、ルールを守りましょう。
- : 私は守っています。
- : それでしたら言ってください。
- : 先ほど会長が朗読されました文書の附帯決議の事項を重視する審議会での議論、議決をお願いしたい。そのために当時の文書を出席または任命されている審議会の委員に提示してくださいという要求です。
- : 以前に何度も聞かされています。採決されたら良いと思います。
- : その文書の提出をお願いすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
〔賛成者挙手〕  
賛成3名でございます。  
それでは、その提出に反対の委員の挙手をお願いいたします。  
〔反対者挙手〕  
5名でございます。  
それでは、5対3でございました。よって、提出をしてもらわないことに決定をさせていただきます。
- : もう1つ提案があります。
- : はい、どうぞ。
- : 先ほどの土木委員達を含む市役所への要望事項、これの資料に対する市役所側から提出をいただきますか、いただきませんかということについてはどうですか。具体的に、我々が思い浮かばないような、そういう検討なり、審議事項がここに入っている可能性が多々あると思います。市役所、提出されますか、されませんか。私は提出するように求めます。
- : 委員のご意見は、審議会へ提出をしてもらおうというご意見ですか。
- : もちろん。全員がその問題事項等になるべきものを認知した上で審議なり議決に入っ  
てほしいと願います。

- : 私は、こんなことを個々に検討する審議会ではないと思いますので、反対です。
- : はい、どうぞ 委員。
- : (平成)20年9月16日に開催された倉敷駅周辺第二土地区画整理事業についての集会の中で、関係権利者有志代表6名から、下記の事項のとおり、市長へ要望がありましたのでご報告いたしますとの文書を審議会の委員に配付するかどうかについての結論を出すということです。
- : これは要望事項が……。
- : 要望事項を何でも行っていたら大変ですけども、それで時間をとるのはいけないから、早く結論を出しましょう。
- : それはおかしいです。
- : それはデモクラシーの基本。
- : これは審議会に言うことでないので、市長や議会に言ってくればよいです。
- : 採決を私は是非お願いしたいと思います。
- : 委員どうぞ。
- : 書類を審議会へ提出を求めるかどうかという意見なのですが、今、そういう動きがあるということです。市へ要望があったことに関しての内容を審議会へ要望を聞く必要があるかどうかということ……。
- : 書類を取り寄せるかどうかです。
- : だから、委員はそういう社会性のルールを守ろうとする学識経験者としての審議をしているわけです。そういう発言があるわけですけども、私たちはそうではなく、そういう要望があることに関して審議をしたい。委員が言うように、法律を言えば、市長が行うと言えば、それで済むことなのです。だけれど、そういうことではないのです。事業について要求を通すというのも審議委員の任務であると思いますが、ということも問っているわけで、そういう動きの中に対しての反論が出てきているわけです。その反論に対して、社会問題としてこれから市に行っていかなければならない。
- : どうぞ、 委員。

- : 個人によりいろいろな価値観もあり、いろいろな考え方があって良いのです。だけれど、この審議会の中で我々が全部これを取り上げるべき問題ではないです。我々は今日の議題について真剣に進める責任があると思います。
- : 賛成です。
- : それでは、今 委員が朗読された文書を審議会として取り寄せるかどうかということについて、取り寄せることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
〔賛成者挙手〕  
2人。  
それでは、取り寄せる必要はない委員の挙手をお願いいたします。  
〔反対者挙手〕  
4人でございます。  
それでは、委員会としては取り寄せないということに決定をさせていただきました。
- : 少し待ってください。議決が過半数に達していません。議長を除いては、8人中の4人です。8分の4ですと過半数ではない。
- : 少し待ってください。棄権は、これを数のうちに入れなくていいはずなのです。社会常識です。以上です。
- : 無茶を言うてはいけません。前々回るとき、市役所は棄権を数のうちへ入れるという答弁がありました。もう一度証言を求めます。事務局、このことに関して……。
- : 少し議長よいですか。取り寄せることに賛成2人、反対4人、どちらも決まらなければ、取り寄せることにならない、それだけのことです。決議は成立していないわけです。少なくとも取り寄せることは決まっています。  
取り寄せないことを決める必要はないのです。取り寄せることを決めるかどうかの話なのです。だから、取り寄せることは決まってないということで、次へ進んだら良いのではないのですか。
- : はい、どうぞ 委員。
- : 何度も言いますが、勝手なことを言っているグループの意見を全部取り寄せて、全部検討するのですか。そんなばかなことがどこにありますか。
- : 先ほど、私が事務局にした質問はやはり妥当でないので、発表すべき換地設計（案）について貴会の意見を伺いますとあるので、勝手に発表するのならどうぞというわけにはいかないのです。やはりこれは採決するべきで、先ほどの事務局に対する私の質問が間違っていたと思います。それで、これだけ議論したら……。



- : 議論と言っても中身について何も議論していません。
- : それをしましよと言っても、皆が行わないのです。
- : そのための資料としての文言です。
- : もう十分承知しました。もう進めてください。
- : それでは議長、少し待ってください。私が.....。
- : 何ですか。
- : それでは、具体的に採決の前に、私も意見等言いたいと思います。その意見を集約ではないですけれども、それを文書化したものがありますので、それで発言を補いたいと思います。よろしいですか。
- : 文章化したものですか。
- : はい、直接関係あります。検討事項が載っております。よろしいですか。
- : それは何を意図されて、どういう.....。
- : 私のこれからの発言に対して、その根拠なり、具体的に何をどのように検討してほしいか、ということが載ったものを文書にしていますので、発言と同時にそれを配ってもよろしいか。
- : 少しお諮りをしなければならぬと思いますけれども、他の委員いかがでございますか。 委員からそういうご発言がございます。どうぞ、 委員。
- : 議論はいろいろあって良いと思いますが、冗漫な堂々めぐりになるようなことではなく、切れ味のよく、まとめて行ってください。以上です。
- : 他の委員、どうですか。
- : あくまでも審議会の権限に属する範囲の事項について発言されることは、委員として自由だと思います。ただ、審議会の権限内かどうかは 委員の判断で、住民が反対しているから、これは反対ですというのは審議会の権限ではない。
- : ですから、私の発言を補足する文書をこれから配りますので、そういう意味です。
- : 配ることについてはどうでしょうか。皆に諮らないといけないのではないですか。

- : 私の感想と言えはおかしいですけど、過去2回こういう場があったのです。ですから、第1回、第2回場で 委員から出していただければ、スムーズに勉強もできるし、できていると思います。それを3回目の今になって出されて、いろいろ要望事項があるのだらうと思いますけれども、何か長引かせるために用意されたのではないかと疑うような感じが私はいたします。
- : 前回までの2回は、中身について十分な審議というのではないです。いわゆる区割り図を単に提出し、その参考資料としての回収された資料をただ見ただけです。それも問題、意見について、何ら議事録等にもまだ載ってないわけですから、基本的に何か無視みたいにされたと理解しておりますので、しっかり議論をしてください。そのための検討項目等をこれからお配りしたいと思います。それを私は口頭で説明します。そういう意味です。いいですか。
- : 委員のご意見はわかりますけれども、他の委員がどのように受けとめていらっしゃるか。はい、どうぞ 委員。
- : 換地設計(案)についてのご提案か何かですか。それだったら、当然議論しなければいけない部分でしょうから、出していただいたほうが私はいいいと思います。
- : どうぞ 委員。
- : 私も 委員に同感でございます。ただ、時間をいたずらに浪費するのではなく、ただ棒読みされることなく、ポイントだけを簡潔に行ってください、我々もその責任においてしっかり判断しながら考えますから、できるだけ簡易にお願いしたいと思います。
- : 説明を聞いて、それで採決すれば良いのではないですか。
- : それでは、そういたしましょう。
- : それでは、資料を配ります。
- : これが良いのでしょうか。口頭ということで聞いておきます。
- : そうです。資料は置いておき、口頭で言われたら良いと思います。  
これは土木委員の資料でしょう。
- : お手元にお配りをしました資料の中の下線部分がありますが、その中で具体的に今回の区割り、その他の設計、こういったものに関係する部分が載っておりますので、そのところを申し上げます。  
まず、7番のところですけども、今回の区画整理事業において、街区図は一方向的に

市役所側からコンサルに作成させたものを提示されておりまして、住民の声が入っておりません。また、区画整理の図面自体が、基本的には道路が碁盤の目になるというような認識をしておりましたが、このようになっております。車優先の道路になっている。我々地権者ひっくるめて、どのような街づくりをしたいか、という意見が入っていないということで、人が安全・安心の街づくりというものが嘘になるような区割り図、設計図になっております。

さらに、8番のところですけれども、以前から転換事業等の質問をしているということなのですけれども、いまだに回答等がなされておりません。反故にされています。

6番に移ります。鉄道高架事業やチボリ公園を含めて駅周辺の開発事業というようなことで今回の区画整理が続けられたわけですけれども、根本的にはチボリ公園の延命策としての鉄道高架事業、これを県が主体でやろうとしたわけでありまして、その条件として、旧建設省による2つの広域都市計画道路及び2つの区画整理事業というのが県と国側から条件付きでなされてきた。その中の一つが今回の第二土地区画整理事業であるというようなことで、チボリ公園は既にもう廃園になって整理がされておりますが、そういうような都市計画全体の中での倉敷市のマスタープランの中に位置づけられていたりするものが既になく状態になっているのに、末端の区画整理事業だけが住民の意見が反映されていない形で現実に動いておりますし、そればかりか、住民の合意もなく、事業が推進されております。そのような中で、高架事業にしても倉敷市が今度は県にかわって事業主体になるというような倉敷市議会での声があったりするが、現実に財政問題を初めとして、そのようなことが良いのか悪いのか言われたりする場合がありますので、そういったことをひっくるめて、鉄道高架、チボリを含めた駅周辺の開発事業の認識の是非を含めて考えれば、今、第二土地区画整理だけの換地の供覧というのやるべきではありませんし、区画整理事業の何をも。例えば、前回の区割り図からいきますと.....。

: 少しよいですか。

: クラボウの中の人が決めている。クラボウの中の用水路の周辺の道路の拡幅といったようなことも市役所の10階で市長が説明会を行って緑の空間を作ろうというような話があったりしましたが、その延長線上としての下流側の今回対象の区画整理事業の中にその延長線上としての緑の確保とか、その両端の管理、要するに岸道路の拡幅のウエイト、こういったものもきちんと一致させていないというような規制等があったりとかというようなこと。

さらに、鉄道高架ということになると、その事業も今後どうなるのかわからないというようなところで、今の提示されているこの換地設計(案)は当然修正が必要になるということが当然予見されるわけです。その中で、なぜ今回それを推進しなければいけないのか、という疑問はあります。

: はい、どうぞ 委員。

: これは全く今日の議題には全然関係のないことであって、しかもここに8人の名前ま

で出ている。こんなものは政治的活動そのものではないですか。ここで公平に行う議論とは全然違う。こんなことは一切、この審議会ではこれから受け付けてはいけないと思います。そういうことを私は提言します。以上です。

： どうぞ、 委員。

： こういう方々からいろいろな意見が出だしたら切りがないのですから、今日は出たので、とにかく 委員の説明を聞いたということで、これはもう採決していただいたら良いと思います。

： 議論は自由ですけど、こんな資料が出て、読む義理はない。これは単なる個人的な意見でしかない。こういうことは関係ない。

： これは市長に対する要望事項ですか。

： 余りどうか言わないで採決したらどうですか。

： はい、わかりました。それでは、第7号議案の採決をさせていただく前に、第7号議案の採決を……。

： もうここまで何回も行ってきたのだから、いきなり採決で良いと思います。

： そうです。

： そういう意見がございますから、それでは第7号議案に賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

6名の委員です。

それでは、第7号議案に反対の委員の挙手をお願いいたします。

〔反対者挙手〕（1名）

： 少し待ってください。採決は……。

： ですから、もう何回も議論しているから、採決に入っても良いのではないかとということで、今、採決に入り、賛成の採決をとったのです。

： なぜ今回だけ、やり方を変えるのですか。

： 何回も議論したから、良いのではないかとということで……。

： 委員の意見を聞き、我々は挙手したわけです。反対でしたら、どうぞ挙げてくださ

い。

- : そうです。ですから、反対の委員の挙手をお願いいたします。
- : そういことですか。それなら私もです。
- : 〔反対者挙手〕  
2名です。
- : まだ発表すべきではない。
- : 発表すべき段階ではないと思う。
- : それはご意見として承ります。
- : 議長、これの結論を締めてください。
- : 6対2で採決いただきましたので、答申書を出させていただきます。少し朗読いたします。  
平成21年2月2日、岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理事業の  
施行者代表者、倉敷市市長 伊東香織様。  
岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会長 守谷麗。  
発表すべき換地設計（案）について答申。  
平成21年2月2日付、議案第7号で当審議会に対し意見を求められた上記事項につ  
いて下記のとおり答申します。  
記。本日の当審議会への諮問事項であります換地設計（案）については、これまで審  
議いたしました内容を盛り込み、さらには評価員の意見を聞いたものとなっており、原  
案でよいものと考えます。  
以上でございます。
- : はい、どうぞ 委員。
- : 一言いいですか。本来、今の諮問案というのは、決をとる前に、皆に提示をして、そ  
の内容を周知した上で決をとるべき筋のものです。答申案が何もわからないままに、そ  
んな内容かもわからないままで、その影響もはかり知れない答申案を最後に議長が読み  
上げるだけというのは、採決の順番が逆です。
- : 委員のおっしゃることもわからないではないですが、今すべての諮問委員がこれを  
聞いているわけです。判断しています。それが良くないのですと、また採決する必要が  
あるという意見も出るでしょう。今はないです。以上です。

- : ないというか、聞かないのだからないのです。
- : 聞いています。今も聞きました。
- : 皆様はどう思いますか。私は順番が違うと思います。こういう内容の答申を出したいと思いますが、この答申案でよろしいか、という採決なら……。
- : 今からそれを配付はしていただけますか。コピーしたもので結構です。
- : はい、それはさせていただきたいと思います。
- : その表は公表できないものでしょうか。できるのですか。
- : できないことはないです。
- : あれは答申案です。
- : 設計基準を公表していないのでしょうか。
- : 設計基準ですか。
- : 設計基準は公表です。
- : 我々が理解していないものを公表しても……。
- : 今、委員が言われたのは、その答申案をいただけないでしょうかということで、委員が言われていることとは、また別のことです。
- : 普通は配られるでしょう。
- : 委員が言っているのは、いただけないということでしょう。
- : だから、それが先で、その後で採決をして、文言がいいか悪いかを添削して、それで採決するものと言っているのです。そういうところが議長能力ない。
- : 採決は採決で済んだので。
- : だから、案について、前回、中途半端になっているのですから、これを説明するのですか、しないのですか。
- : その説明をしてもらいましょう、と言ったけれど、何かそうではない、総論的な部分

になったのです。

：　そうです。

：　会長、事務局に聞くのですが、今後の審議会の日程はどういうことになるのですか。

：　次回審議会は4月下旬頃になるかと思いますが、また事前になり、日程調整に伺わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

## 7 閉 会

：　それで、次回の審議会については、個人情報がありますか。

：　意見書が場合によっては内容に触れるというようになりますので、個人情報が含まれるというように解釈しております。

：　それは意見書の内容の紹介の中で個人情報が入ってくるということですか。

：　そうです。それと、質疑応答の中で具体的に場所等により個人の所在が特定されるということも十分考えられますので、個人情報が含まれると解釈しております。

：　それでは、次回も個人情報が包含される可能性が高いということで、非公開にさせていただきますと考えておりますので、委員の皆様のご了解をお願いいたします。

長時間にわたりまして、熱心な議論ありがとうございました。以上をもちまして閉会させていただきます。ありがとうございました。

第 12 回

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会  
議事録について

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議  
会会議規程第8条の規程により署名する。

平成21年 2月 2日

岡山県南広域都市計画事業

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会

会 長 守 谷 麗 

委 員 小 野 質 

委 員 土 倉 一 馬 